

令和7年3月富津市議会定例会
議案等資料

令和7年2月21日

富 津 市

令和7年3月富津市議会定例会議案等資料一覧表

番 号	件 名	頁
	令和7年3月富津市議会定例会議案等概要	1
議案第8号資料	富津市行政組織条例新旧対照表	8
議案第9号資料	富津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表	10
議案第10号資料	職員の育児休業等に関する条例新旧対照表	12
議案第11号資料	職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表（第1条による改正）	13
議案第11号資料	職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第2条による改正）	17
議案第12号資料	富津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例新旧対照表	18
議案第13号資料	一般職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（第1条による改正）	19
議案第13号資料	富津市環境条例新旧対照表（第2条による改正）	22
議案第13号資料	富津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例新旧対照表（第3条による改正）	23
議案第13号資料	富津市行政不服審査会条例新旧対照表（第4条による改正）	24
議案第13号資料	富津市個人情報の保護に関する法律施行条例新旧対照表（第5条による改正）	25
議案第13号資料	富津市情報公開・個人情報保護審査会条例新旧対照表（第6条による改正）	27
議案第14号資料	富津市印鑑条例新旧対照表	28
議案第15号資料	富津市税条例新旧対照表	30
議案第16号資料	富津市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例新旧対照表	33

議案第17号資料	富津市学校給食調理場の設置等に関する条例新旧対照表	36
議案第18号資料	富津市学校給食費の管理に関する条例新旧対照表	37
議案第23号資料	履歴事項（富津市教育委員会委員関係）	40

令和7年3月富津市議会定例会議案等概要

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第1号	<p>令和6年度富津市一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認を求めることについて (提案理由)</p> <p>国の施策として実施する物価高騰対応重点支援低所得世帯特別給付事業及び令和6年6月の大雨により損壊した家屋の撤去に係る予算を措置する令和6年度富津市一般会計補正予算(第6号)について、地方自治法第179条第1項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、令和7年1月24日に専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるものである。</p>	総務部
議案第2号	<p>令和6年度富津市一般会計補正予算(第7号)</p> <p>補正額 $\Delta 441,355$千円 補正後の予算額 $22,779,786$千円</p> <p>(主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等マネジメント基金積立金 $100,654$千円 ・ふるさとふつつ応援寄附関係費 $\Delta 70,583$千円 ・生活保護扶助費 $\Delta 63,698$千円 ・水産物供給基盤機能保全事業 $\Delta 66,000$千円 	総務部
議案第3号	<p>令和6年度富津市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)</p> <p>補正額 $\Delta 14,979$千円 補正後の予算額 $5,532,009$千円</p> <p>(提案理由)</p> <p>出産育児一時金及び国民健康保険基金積立金並びにこれらに関連する歳入を増額するとともに、決算見込みにより既定予算の調整をするものである。</p>	市民部
議案第4号	<p>令和6年度富津市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)</p> <p>補正額 $\Delta 4,118$千円 補正後の予算額 $794,076$千円</p> <p>(提案理由)</p> <p>基盤安定負担金に係る後期高齢者医療広域連合納付金及びこれに関連する歳入を減額するとともに、決算見込みにより既定予算の調整をするものである。</p>	市民部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第5号	<p>令和6年度富津市介護保険事業特別会計補正予算 (第3号)</p> <p>補正額 53,616千円 補正後の予算額 5,785,976千円</p> <p>(提案理由) 介護サービス等給付事業に係る経費及びこれに関連する歳入を増額するとともに、決算見込みにより既定予算の調整をするものである。</p>	健康福祉部
議案第6号	<p>富津市犯罪被害者等支援条例の制定について (提案理由)</p> <p>犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等への支援を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図り、もって市民等が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するため、条例を制定するものである。</p> <p>(施行日) 令和7年4月1日</p>	総務部
議案第7号	<p>富津市保育士養成修学資金貸付条例の制定について (提案理由)</p> <p>市内の保育所等において保育士として勤務しようとする者に対し、修学を支援するための資金を貸し付けることにより、市内の保育所等における保育士の確保を図るため、条例を制定するものである。</p> <p>(施行日) 令和7年4月1日。一部公布の日</p>	健康福祉部
議案第8号	<p>富津市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由)</p> <p>行政組織の改編に伴い、部の所掌事務の規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。</p> <p>(施行日) 令和7年4月1日</p>	総務部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第9号	<p>富津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>(提案理由)</p> <p>非常勤特別職の職員として、学校運営協議会委員を設置するとともに、非常勤特別職の職員として委嘱していた結婚相談員の職を整理するため、条例の一部を改正するものである。</p> <p>(施行日)</p> <p>令和7年4月1日</p>	総務部
議案第10号	<p>職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>(提案理由)</p> <p>育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、関連する規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。</p> <p>(施行日)</p> <p>令和7年4月1日</p>	総務部
議案第11号	<p>職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について</p> <p>(提案理由)</p> <p>育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律等が施行されることに伴い、時間外勤務の免除の対象となる子の範囲を拡大するとともに、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備に関する措置を講じる等のため、条例の一部を改正するものである。</p> <p>(施行日)</p> <p>令和7年4月1日</p>	総務部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第12号	<p>富津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>(提案理由)</p> <p>情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、関連する規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。</p> <p>(施行日)</p> <p>令和7年4月1日</p>	総務部
議案第13号	<p>刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について</p> <p>(提案理由)</p> <p>刑法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されるため、関係する条例の一部を改正するものである。</p> <p>(施行日)</p> <p>令和7年6月1日</p>	総務部 市民部
議案第14号	<p>富津市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>(提案理由)</p> <p>印鑑登録証明書の交付に際し、個人番号カードを用いたオンラインによる申請を可能とするため、条例の一部を改正するものである。</p> <p>(施行日)</p> <p>令和7年4月1日</p>	市民部
議案第15号	<p>富津市税条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>(提案理由)</p> <p>情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、関連する規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。</p> <p>(施行日)</p> <p>令和7年4月1日</p>	市民部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第16号	<p>富津市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令が施行されることに伴い、関連する規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 令和7年6月1日</p>	建設経済部
議案第17号	<p>富津市学校給食調理場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 老朽化が進んでいる大貫共同調理場、天羽共同調理場及び青堀小学校調理場を統合し、新たに富津市学校給食共同調理場を設置するため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 令和7年4月1日</p>	教育部
議案第18号	<p>富津市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 市内在住の富津市立中学校全学年の生徒に係る学校給食費を無償化するため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 令和7年4月1日</p>	教育部
議案第19号	<p>令和7年度富津市一般会計予算 予算額 22,520,000千円 対前年度比 4.1%増 (予算編成方針) 令和7年度の予算は、富津市中期財政計画【経営改革5か年計画】に基づき、持続可能な行政経営を念頭に、「誇りと愛着を持てるまち ふつつ」の実現に向けた礎となる将来を見据えた事業を推進する編成方針とした。 参考 令和7年度当初予算附属資料</p>	総務部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第20号	<p>令和7年度富津市国民健康保険事業特別会計予算 予算額 5,326,000千円 対前年度比 2.8%減 (予算概要) 特定健康診査の未受診者対策及び生活習慣病の重症化予防のため、特定保健指導を中心とした事業を推進し、医療費の適正化に配慮した。</p>	市民部
議案第21号	<p>令和7年度富津市後期高齢者医療特別会計予算 予算額 818,000千円 対前年度比 2.9%増 (予算概要) 後期高齢者医療保険料、基盤安定負担金などを後期高齢者医療広域連合へ納付するほか、制度の趣旨普及に配慮した。</p>	市民部
議案第22号	<p>令和7年度富津市介護保険事業特別会計予算 予算額 5,746,000千円 対前年度比 1.9%増 (予算概要) 介護保険事業計画に基づく介護給付費を計上し、フレイル対策等の介護予防事業を推進するほか、給付の適正化に配慮した。</p>	健康福祉部
議案第23号	<p>富津市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて (提案理由) 富津市教育委員会委員^{ふじひらけいこ}藤平慶子氏の任期が令和7年3月31日をもって満了となることに伴い、同氏を再任することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものである。</p>	教育部
報告第1号	<p>専決処分の報告について (報告理由) 車両事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。</p>	消防本部
報告第2号	<p>専決処分の報告について (報告理由) 車両事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。</p>	総務部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
報告第3号	<p>専決処分の報告について (報告理由) 車両事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。</p>	総務部

議案第8号資料

富津市行政組織条例（昭和46年富津市条例第10号）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務部</p> <p>ア 議会との連絡調整に関する事。</p> <p>イ 文書及び法規に関する事。</p> <p>ウ 統計に関する事。</p> <p>エ 職員の人事、給与及び福利厚生に関する事。</p> <p>オ 行政組織に関する事。</p> <p>カ 防災に関する事。</p> <p>キ 秘書及び渉外に関する事。</p> <p>ク 広報広聴に関する事。</p> <p>ケ 予算及び財務に関する事。</p> <p><u>コ 経営改革に関する事。</u></p> <p>サ 財産の管理_____に関する事。</p> <p>シ 契約及び工事検査に関する事。</p> <p>ス 他の部の所管に属さないものに関する事。</p> <p>(2) 企画政策部</p> <p>ア みらい構想並びに重要施策の企画及び調整に関する事。</p> <p><u>イ 財産の利活用に関する事。</u></p> <p><u>ウ 公共施設マネジメントに関する事。</u></p> <p><u>エ 情報システムに関する事。</u></p> <p><u>オ 市長の特命事項に関する事。</u></p> <p>(3) 市民部</p> <p>ア 戸籍及び住民基本台帳に関する事。</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務部</p> <p>ア 議会との連絡調整に関する事。</p> <p>イ 文書及び法規に関する事。</p> <p>ウ 統計に関する事。</p> <p>エ 職員の人事、給与及び福利厚生に関する事。</p> <p>オ 行政組織に関する事。</p> <p>カ 防災に関する事。</p> <p>キ 秘書及び渉外に関する事。</p> <p>ク 広報広聴に関する事。</p> <p>ケ 予算及び財務に関する事。</p> <p><u>コ 公共施設マネジメントに関する事。</u></p> <p>サ 財産の管理及び利活用に関する事。</p> <p>シ 契約及び工事検査に関する事。</p> <p>ス 他の部の所管に属さないものに関する事。</p> <p>(2) 企画政策部</p> <p>ア みらい構想並びに重要施策の企画及び調整に関する事。</p> <p><u>イ 市長の特命事項に関する事。</u></p> <p><u>ウ 情報システムに関する事。</u></p> <p><u>エ 経営改革に関する事。</u></p> <p><u>オ DXの推進に関する事。</u></p> <p>(3) 市民部</p> <p>ア 戸籍及び住民基本台帳に関する事。</p>

- イ 国民年金に関する事。
- ウ 市民活動に関する事。
- エ 交通安全に関する事。
- オ 税に関する事。
- カ 国民健康保険に関する事。
- キ 公害対策に関する事。
- ク 自然保護及び環境保全に関する事。
- ケ 環境衛生に関する事。

(4) 健康福祉部

- ア 社会福祉に関する事。
- イ 介護保険に関する事。
- ウ 保健衛生に関する事。

(5) 建設経済部

- ア 都市計画に関する事。
- イ 公園に関する事。
- ウ 国土調査に関する事。
- エ 公営住宅に関する事。
- オ 建築に関する事。
- カ 道路、橋りょう、河川及び港湾に関する事。
- キ 労働に関する事。
- ク 商工観光に関する事。
- ケ 農林水産業に関する事。

- イ 国民年金に関する事。
- ウ 市民活動に関する事。
- エ 交通安全に関する事。
- オ 税に関する事。
- カ 国民健康保険に関する事。
- キ 公害対策に関する事。
- ク 自然保護及び環境保全に関する事。
- ケ 環境衛生に関する事。

(4) 健康福祉部

- ア 社会福祉に関する事。
- イ 介護保険に関する事。
- ウ 保健衛生に関する事。

(5) 建設経済部

- ア 都市計画に関する事。
- イ 公園に関する事。
- ウ 国土調査に関する事。
- エ 公営住宅に関する事。
- オ 建築に関する事。
- カ 道路、橋りょう、河川及び港湾に関する事。
- キ 労働に関する事。
- ク 商工観光に関する事。
- ケ 農林水産業に関する事。

議案第9号資料

富津市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年富津市条例第23号）新旧対照表

現 行	改 正 案																																												
<p>(報酬)</p> <p>第2条 特別職の職員の報酬は、別表のとおりとする。</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第7条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、別表によりその旅行について費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 前項に規定する旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び食卓料とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、特別職の職員の旅費の支給方法については、常勤の一般職の職員に支給する旅費の例による。</p> <p>別表（第2条、第7条関係）</p> <p style="text-align: right;">(単位 円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">区分</th> <th style="width: 10%;">種別</th> <th style="width: 15%;">報酬の額</th> <th style="width: 50%;">旅費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td>職員の旅費に関する条例（昭和46</td> </tr> <tr> <td>結婚相談員</td> <td>月額</td> <td style="text-align: right;">18,000</td> <td>年富津市条</td> </tr> <tr> <td>保育所嘱託医</td> <td>年額</td> <td style="text-align: right;">76,000</td> <td>例第28号)の例により定める額</td> </tr> <tr> <td>学校医・学校歯科医</td> <td>年額</td> <td style="text-align: center;">均等割 113,000 人数割 児童生徒1人 当たり 100</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>学校薬剤師</td> <td>年額</td> <td style="text-align: right;">77,500</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	区分	種別	報酬の額	旅費の額			(略)	職員の旅費に関する条例（昭和46	結婚相談員	月額	18,000	年富津市条	保育所嘱託医	年額	76,000	例第28号)の例により定める額	学校医・学校歯科医	年額	均等割 113,000 人数割 児童生徒1人 当たり 100	—	学校薬剤師	年額	77,500	—	<p>(報酬)</p> <p>第2条 特別職の職員の報酬は、別表のとおりとする。</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第7条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、別表によりその旅行について費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 前項に規定する旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び食卓料とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、特別職の職員の旅費の支給方法については、常勤の一般職の職員に支給する旅費の例による。</p> <p>別表（第2条、第7条関係）</p> <p style="text-align: right;">(単位 円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">区分</th> <th style="width: 10%;">種別</th> <th style="width: 15%;">報酬の額</th> <th style="width: 50%;">旅費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td>職員の旅費に関する条例（昭和46</td> </tr> <tr> <td>保育所嘱託医</td> <td>年額</td> <td style="text-align: right;">76,000</td> <td>年富津市条</td> </tr> <tr> <td>学校医・学校歯科医</td> <td>年額</td> <td style="text-align: center;">均等割 113,000 人数割 児童生徒1人 当たり 100</td> <td>例第28号)の例により定める額</td> </tr> <tr> <td>学校薬剤師</td> <td>年額</td> <td style="text-align: right;">77,500</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	区分	種別	報酬の額	旅費の額			(略)	職員の旅費に関する条例（昭和46	保育所嘱託医	年額	76,000	年富津市条	学校医・学校歯科医	年額	均等割 113,000 人数割 児童生徒1人 当たり 100	例第28号)の例により定める額	学校薬剤師	年額	77,500	—
区分	種別	報酬の額	旅費の額																																										
		(略)	職員の旅費に関する条例（昭和46																																										
結婚相談員	月額	18,000	年富津市条																																										
保育所嘱託医	年額	76,000	例第28号)の例により定める額																																										
学校医・学校歯科医	年額	均等割 113,000 人数割 児童生徒1人 当たり 100	—																																										
学校薬剤師	年額	77,500	—																																										
区分	種別	報酬の額	旅費の額																																										
		(略)	職員の旅費に関する条例（昭和46																																										
保育所嘱託医	年額	76,000	年富津市条																																										
学校医・学校歯科医	年額	均等割 113,000 人数割 児童生徒1人 当たり 100	例第28号)の例により定める額																																										
学校薬剤師	年額	77,500	—																																										

生活保護嘱託医	月額	44,000	職員の旅費
産業医	月額	30,000	に関する条
子ども・子育て会議委員	日額	6,800	例の例によ
			り定める額
			(略)

学校運営協議会委員	年額	5,000	職員の旅費
生活保護嘱託医	月額	44,000	に関する条
産業医	月額	30,000	例の例によ
子ども・子育て会議委員	日額	6,800	り定める額
			(略)

議案第10号資料

職員の育児休業等に関する条例（平成4年富津市条例第2号）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(部分休業の承認)</p> <p>第19条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</p>	<p>(部分休業の承認)</p> <p>第19条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項__の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</p>

議案第11号資料

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年富津市条例第13号）新旧対照表（第1条による改正）

現 行	改 正 案
<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第8条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下次項及び第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、<u>第8条第2項</u>に規定する勤務をさせてはならない。</p>	<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第8条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下次項及び第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、<u>前条第2項</u>に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、<u>前条第2項</u>に規定する勤務をさせてはならない。</p>

4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下次項及び第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは、「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは、「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 前各項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、規則で定める。

（介護休暇）

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者

4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下次項及び第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、並びに第2項

及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは、「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは、「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 前各項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、規則で定める。

（介護休暇）

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第18条の2第1項におい

<p>で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。</p> <p>3 介護休暇については、給与条例第23条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、同条例第17条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</p> <p>(規則への委任)</p>	<p>て「配偶者等」という。)で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。</p> <p>3 介護休暇については、給与条例第23条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、同条例第17条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</p> <p>(規則への委任)</p>
<p>第18条 第12条から前条までに規定するもののほか、休暇に関する手続その他の休暇に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>第18条 第12条から前条までに規定するもののほか、休暇に関する手続その他の休暇に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
	<p><u>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</u></p> <p>第18条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</p> <p><u>(勤務環境の整備に関する措置)</u></p> <p>第18条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われる</p>

ようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

議案第11号資料

職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年富津市条例第15号）新旧対照表（第2条による改正）

現 行	改 正 案
<p>附 則 （職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第3条 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、第3条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この条において「新勤務時間条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。</p>	<p>附 則 （職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第3条 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、第3条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この条において「新勤務時間条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。</p>

議案第12号資料

富津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年富津市条例第37号）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人番号 番号利用法第2条第5項に規定する個人番号をいう。</p> <p>(2) 特定個人情報 番号利用法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 番号利用法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム 番号利用法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(5) 特定個人番号利用事務 番号利用法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</p> <p>(6) 利用特定個人情報 番号利用法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人番号 番号利用法第2条第5項に規定する個人番号をいう。</p> <p>(2) 特定個人情報 番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 番号利用法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム 番号利用法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(5) 特定個人番号利用事務 番号利用法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</p> <p>(6) 利用特定個人情報 番号利用法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</p>

議案第13号資料

一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号）新旧対照表（第1条による改正）

現 行	改 正 案
<p>第21条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前各号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第21条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合</p>	<p>第21条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前各号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第21条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合</p>

又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、規則で定める。	6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、規則で定める。
---	---

議案第13号資料

富津市環境条例（平成16年富津市条例第20号）新旧対照表（第2条による改正）

現 行	改 正 案
<p>第57条 第38条第1項、第42条第1項、第2項若しくは第4項又は第46条の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第57条 第38条第1項、第42条第1項、第2項若しくは第4項又は第46条の規定による命令に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p>

議案第13号資料

富津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成23年富津市条例第1号）新旧対照表（第3条による改正）

現 行	改 正 案
<p>(罰則)</p> <p>第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第7条第2項若しくは第3項、第28条第1項若しくは第2項、第29条第1項、第30条又は第33条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者</p> <p>(2) 第9条第1項、第15条第1項又は第26条第1項の規定に違反して特定事業を行った者</p>	<p>(罰則)</p> <p>第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第7条第2項若しくは第3項、第28条第1項若しくは第2項、第29条第1項、第30条又は第33条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者</p> <p>(2) 第9条第1項、第15条第1項又は第26条第1項の規定に違反して特定事業を行った者</p>

議案第13号資料

富津市行政不服審査会条例（平成28年富津市条例第3号）新旧対照表（第4条による改正）

現 行	改 正 案
(罰則) 第9条 第6条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲 役又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第9条 第6条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘 禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

議案第13号資料

富津市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年富津市条例第19号）新旧対照表（第5条による改正）

現 行	改 正 案
<p>附 則 （富津市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置）</p> <p>第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の富津市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第14条の規定による当該事務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。</p> <p>（1） この条例の施行の際現に旧条例第2条第6号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報を取り扱う事務に従事していた者</p> <p>（2） この条例の施行の前に旧実施機関から委託を受け、旧個人情報を取り扱う事務に従事していた者</p> <p>2 この条例の施行の前日に旧条例第15条、第29条又は第36条の規定による請求がされた場合における開示（これに係る旧条例第28条に規定する費用負担を含む。）、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。</p> <p>3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>（1） この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者</p> <p>（2） 第1項第2号に掲げる者</p> <p>4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施</p>	<p>附 則 （富津市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置）</p> <p>第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の富津市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第14条の規定による当該事務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。</p> <p>（1） この条例の施行の際現に旧条例第2条第6号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報を取り扱う事務に従事していた者</p> <p>（2） この条例の施行の前に旧実施機関から委託を受け、旧個人情報を取り扱う事務に従事していた者</p> <p>2 この条例の施行の前日に旧条例第15条、第29条又は第36条の規定による請求がされた場合における開示（これに係る旧条例第28条に規定する費用負担を含む。）、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。</p> <p>3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>（1） この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者</p> <p>（2） 第1項第2号に掲げる者</p> <p>4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施</p>

<p>行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をおこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>5 前2項の規定は、富津市外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。</p> <p>6 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>	<p>行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をおこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>5 前2項の規定は、富津市外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。</p> <p>6 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>
--	---

議案第13号資料

富津市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年富津市条例第4号）新旧対照表（第6条による改正）

現 行	改 正 案
<p>(罰則)</p> <p>第17条 第6条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 前項の規定は、市の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第17条 第6条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 前項の規定は、市の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。</p>

議案第14号資料

富津市印鑑条例（昭和47年富津市条例第7号）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(印鑑登録証明書の申請及び交付)</p> <p>第14条 印鑑登録者又はその代理人は、前条第2項に規定する印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証明申請書に印鑑登録証を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、印鑑登録者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）を提示して自ら申請した場合において、当該申請者が印鑑登録者本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを市長が確認したときは、印鑑登録者は、印鑑登録証の添付を省略することができる。</p> <p>2 市長は、前項本文の規定による申請があった場合において、印鑑登録証明申請書及び印鑑登録証を印鑑登録票と照合し、当該申請が適正であることを確認したときは、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付するものとする。</p> <p>3 市長は、第1項ただし書の規定による申請があった場合において、個人番号カードを印鑑登録票と照合し、当該申請が適正であることを確認したときは、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付するものとする。</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は移動端末設備（同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を使用して、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置した端末機であって、印鑑登録証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に電</p>	<p>(印鑑登録証明書の申請及び交付)</p> <p>第14条 印鑑登録者又はその代理人は、前条第2項に規定する印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証明申請書に印鑑登録証を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、印鑑登録者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）を提示して自ら申請した場合において、当該申請者が印鑑登録者本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを市長が確認したときは、印鑑登録者は、印鑑登録証の添付を省略することができる。</p> <p>2 市長は、前項本文の規定による申請があった場合において、印鑑登録証明申請書及び印鑑登録証を印鑑登録票と照合し、当該申請が適正であることを確認したときは、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付するものとする。</p> <p>3 市長は、第1項ただし書の規定による申請があった場合において、個人番号カードを印鑑登録票と照合し、当該申請が適正であることを確認したときは、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付するものとする。</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「<u>公的個人認証法</u>」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は移動端末設備（<u>公的個人認証法</u>第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、<u>公的個人認証法</u>第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を使用して、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置した端末機であって、印鑑登録証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に電</p>

<p>子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の証認業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項に規定する暗証番号その他必要な事項を入力する方法により印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>	<p>子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の証認業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項に規定する暗証番号その他必要な事項を入力する方法により印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p> <p>5 <u>第1項から第3項までの規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード（公的個人認証法第3条第1項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書が記録されたものに限る。）を用いて、電子情報処理組織（本市の電子計算機と印鑑登録者の電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して、印鑑登録証明書の交付を申請し、住所地へ郵送することによりその交付を受けることができる。</u></p>
---	--

議案第15号資料

富津市税条例（昭和46年富津市条例第35号）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2 市長は、法第317条の6第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年金等支払報告書が1月31日までに提出されなかった場合において、市民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、給与所得等以外の所得を有しなかった者を指定し、その者に前項の申告書を市長の指定</p>	<p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2 市長は、法第317条の6第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年金等支払報告書が1月31日までに提出されなかった場合において、市民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、給与所得等以外の所得を有しなかった者を指定し、その者に前項の申告書を市長の指定</p>

- | | |
|---|---|
| する期限までに提出させることができる。 | する期限までに提出させることができる。 |
| 3 給与所得等以外の所得を有しなかった者（第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに施行規則第5号の5様式から第5号の6様式までによる申告書を市長に提出しなければならない。 | 3 給与所得等以外の所得を有しなかった者（第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに施行規則第5号の5様式から第5号の6様式までによる申告書を市長に提出しなければならない。 |
| 4 第1項ただし書に規定する者（第2項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、同項の申告書を市長に提出することができる。 | 4 第1項ただし書に規定する者（第2項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、同項の申告書を市長に提出することができる。 |
| 5 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。 | 5 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。 |
| 6 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第23条第1項第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。 | 6 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第23条第1項第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。 |
| 7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第23条第1項第2号に掲げる者に、3月15日までに、賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。 | 7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第23条第1項第2号に掲げる者に、3月15日までに、賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。 |
| 8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新 | 8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新 |

たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

議案第16号資料

富津市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成24年富津市条例第37号）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(園路及び広場)</p> <p>第3条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>エ オに掲げる場合を除き、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>オ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。</p> <p>(2) 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる</p>	<p>(園路及び広場)</p> <p>第3条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>エ オに掲げる場合を除き、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>オ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。</p> <p>(2) 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる</p>

段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

キ 排水溝を設ける場合は、車椅子使用者が通過する際に支障のない構造とすること。

(3) 階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

ウ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

オ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。

カ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(4) 階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって

段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

キ 排水溝を設ける場合は、車椅子使用者が通過する際に支障のない構造とすること。

(3) 階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

ウ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

オ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。

カ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(4) 階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって

高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。

(5) 傾斜路（階段若しくは段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。

イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。

ウ 横断勾配は、設けないこと。

エ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。

カ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

キ 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、政令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び政令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもののその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

(7) 次条から第9条までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。

高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。

(5) 傾斜路（階段若しくは段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。

イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。

ウ 横断勾配は、設けないこと。

エ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。

カ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

キ 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、政令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び政令第22条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもののその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

(7) 次条から第9条までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。

議案第17号資料

富津市学校給食調理場の設置等に関する条例（昭和46年富津市条例第56号）新旧対照表

現 行	改 正 案												
<p><u>富津市学校給食調理場の設置等に関する条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 富津市立小学校及び中学校の学校給食を実施するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条及び学校給食法（昭和29年法律第160号）の規定に基づき、<u>富津市学校給食調理場</u>（以下「調理場」という。）を設置する。</p> <p><u>(名称及び位置)</u></p> <p>第2条 調理場は、共同調理場及び単独校調理場とし、名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大貫共同調理場</td> <td>富津市岩瀬587番地</td> </tr> <tr> <td>天羽共同調理場</td> <td>富津市数馬572番地 2</td> </tr> <tr> <td>青堀小学校調理場</td> <td>富津市大堀2042番地 4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(管理及び運営)</p> <p>第3条 <u>調理場</u>は、富津市教育委員会が管理、運営する。</p> <p>(事業)</p> <p>第4条 <u>調理場</u>は、教育委員会規則で定める小学校及び中学校の学校給食を実施するため、教育委員会規則で定める事業を行う。</p> <p>(職員)</p> <p>第5条 <u>調理場</u>には、必要な職員を置く。</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第6条 <u>調理場</u>の運営に関する事項について審議するため、学校給食運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。</p>	名称	位置	大貫共同調理場	富津市岩瀬587番地	天羽共同調理場	富津市数馬572番地 2	青堀小学校調理場	富津市大堀2042番地 4	<p><u>富津市学校給食共同調理場の設置等に関する条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 富津市立小学校及び中学校の学校給食を実施するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条及び学校給食法（昭和29年法律第160号）の規定に基づき、<u>富津市学校給食共同調理場</u>（以下「共同調理場」という。）を設置する。</p> <p><u>(名称及び位置)</u></p> <p>第2条 共同調理場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富津市学校給食共同調理場</td> <td>富津市下飯野2509番地 9</td> </tr> </tbody> </table> <p>(管理及び運営)</p> <p>第3条 <u>共同調理場</u>は、富津市教育委員会が管理、運営する。</p> <p>(事業)</p> <p>第4条 <u>共同調理場</u>は、富津市立_____小学校及び中学校の学校給食を実施するため、教育委員会規則で定める事業を行う。</p> <p>(職員)</p> <p>第5条 <u>共同調理場</u>には、必要な職員を置く。</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第6条 <u>共同調理場</u>の運営に関する事項について審議するため、学校給食運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。</p>	名称	位置	富津市学校給食共同調理場	富津市下飯野2509番地 9
名称	位置												
大貫共同調理場	富津市岩瀬587番地												
天羽共同調理場	富津市数馬572番地 2												
青堀小学校調理場	富津市大堀2042番地 4												
名称	位置												
富津市学校給食共同調理場	富津市下飯野2509番地 9												

議案第18号資料

富津市学校給食費の管理に関する条例（令和5年富津市条例第3号）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(学校給食費の徴収)</p> <p>第4条 市長は、学校給食費負担者から学校給食費を徴収する。</p> <p>2 学校給食費の額は、別表のとおりとする。</p> <p>(学校給食費の不徴収)</p> <p>第5条 前条第1項の規定にかかわらず、中学校第3学年の生徒（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記載されている保護者等及びその子等（保護者等の卑属をいう。第9条第1項において同じ。）に限る。）に係る学校給食費は、徴収しない。</p> <p>(第3子以降の学校給食費の免除)</p> <p>第9条 市長は、小学校又は中学校で学校給食を受ける児童又は生徒（以下この項において「給食提供小中学生」という。）の保護者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該給食提供小中学生に係る学校給食費を免除することができる。</p> <p>(1) 住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳に記載されて</p>	<p>(学校給食費の徴収)</p> <p>第4条 市長は、学校給食費負担者から学校給食費を徴収する。</p> <p>2 学校給食費の額は、別表のとおりとする。</p> <p>(学校給食費の不徴収等)</p> <p>第5条 前条第1項の規定にかかわらず、中学校_____の生徒（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記載されている保護者等及びその子等（保護者等の卑属をいう。第9条第1項において同じ。）に限る。）に係る学校給食費は、徴収しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、学校給食費負担者が次の各号のいずれかに該当する場合は、学校給食費を徴収する。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助により学校給食費に関する給付を受けている場合</p> <p>(2) 国又は地方公共団体が学校給食費負担者に対して行う学校給食費に関する給付を受けている場合（前号に掲げるものを除く。）</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が学校給食費を徴収する必要があると認める学校給食費に関する給付を受けている場合</p> <p>3 前項の給付を受けている学校給食費負担者に係る学校給食費については、前条第2項に規定する学校給食費（当該給付を受ける期間に係るものに限る。）の額の全額を当該学校給食費負担者の負担とし、このうち当該給付の額を控除した額を徴収しないものとする。</p> <p>(第3子以降の学校給食費の免除)</p> <p>第9条 市長は、小学校又は中学校で学校給食を受ける児童又は生徒（以下この項において「給食提供小中学生」という。）の保護者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該給食提供小中学生に係る学校給食費を免除することができる。</p> <p>(1) 住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳に記載されて</p>

いる保護者等であって、3人以上の子等があり、当該3人以上の子等の年齢の高い方から3人目以降の子等が給食提供小中学生である場合

(2) 住民基本台帳法の規定により千葉県内の本市以外の市町村の住民基本台帳に記載されている保護者等であって、当該給食提供小中学生を含む3人以上の子等を扶養し、当該扶養している子等の年齢の高い方から3人目以降の子等が給食提供小中学生である場合

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、学校給食費の免除を行わない。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条の規定による教育扶助により学校給食費の全部の補助を受けている場合

(2) 学校教育法第19条の規定による就学援助費により学校給食費の全部の補助を受けている場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、学校給食費の全部の補助を受けている場合

別表(第4条関係)

区分	月額	日額
小学校に就学する児童並びに小学校及び富津市学校給食調理場の設置等に関する条例(昭和46年富津市条例第56号)第2条に規定する単独校調理場に勤務する職員	4,600円	265円
中学校に就学する生徒並びに中学校及び富津市学校給食調理場の設置等に関する条例第2条に規定する共同調理場に勤務する職員	5,700円	328円

備考 学校給食を受ける児童及び生徒並びに職員その他学校給食の提供を受ける者が月の途中から学校給食を受け、又は月の途中で学校給食を受けなくなった場合は、本表に規定する日額に当該学校給食を受

いる保護者等であって、3人以上の子等があり、当該3人以上の子等の年齢の高い方から3人目以降の子等が小学校で学校給食を受ける児童である場合

(2) 住民基本台帳法の規定により千葉県内の本市以外の市町村の住民基本台帳に記載されている保護者等であって、当該給食提供小中学生を含む3人以上の子等を扶養し、当該扶養している子等の年齢の高い方から3人目以降の子等が給食提供小中学生である場合

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、学校給食費の免除を行わない。

(1) 生活保護法_____第13条の規定による教育扶助により学校給食費の全部の給付を受けている場合

(2) 学校教育法第19条の規定による就学援助費により学校給食費の全部の給付を受けている場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、学校給食費の全部の給付を受けている場合

別表(第4条関係)

区分	月額	日額
小学校に就学する児童及び小学校に勤務する職員	4,600円	265円
中学校に就学する生徒並びに中学校及び富津市学校給食共同調理場の設置等に関する条例(昭和46年富津市条例第56号)第2条に規定する共同調理場に勤務する職員	5,700円	328円

備考 学校給食を受ける児童及び生徒並びに職員その他学校給食の提供を受ける者が月の途中から学校給食を受け、又は月の途中で学校給食を受けなくなった場合は、本表に規定する日額に当該学校給食を受

けた日数を乗じて得た額とする。この場合において、当該額が本表に規定する月額を超えるときは、当該月額とする。

けた日数を乗じて得た額とする。この場合において、当該額が本表に規定する月額を超えるときは、当該月額とする。

議案第23号資料

履 歴 事 項

1 住 所

2 氏 名 ふじ ひら けい こ
藤 平 慶 子

3 生年月日

4 学 歴

5 経 歴